

指定居宅介護支援事業所
愛知たいようの杜 ケアプランセンター
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
(長久手市指定 第2375000086号)

当事業所は、ご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。
当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを以下のとおり説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業経営法人.	2
2. 利用サービス.	2
3. 事業所の概要.	2
4. 職員の配置状況.	3
5. 当事業所が提供するサービス.	3
6. 利用料金.	5
7. サービスの利用に関する留意事項.	7
8. 契約の終了について.	8
9. 反社会的勢力の排除.	10
10. 代理人.	10
11. 連帯保証人.	10
12. 虐待防止について.	11
13. 苦情の受付について.	11

1. 事業経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 愛知たいようの杜
(2) 法人所在地 愛知県長久手市根嶽1201番地
(3) 電話番号 0561 - 63 - 2739
(4) 代表者氏名 理事長 大須賀 豊博
(5) 設立年月日 昭和61年6月18日

2. 利用サービス

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
平成11年8月31日指定 長久手市2375000086号

(2) 事業の目的

当事業所は、介護保険法令に従い、ご利用者（以下「利用者」）が、居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、適正な居宅介護支援を提供することを目的としています

(3) 事業の運営方針

・ 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します
・ 利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します
・ 利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に支援を行います
・ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます

- (4) 事業所の名称 愛知たいようの杜 ケアプランセンター
(5) 事業所の所在地 愛知県長久手市岩作長池48番1
(6) 電話番号 0561 - 61 - 1600
(7) 管理者 熊谷 友紀
(8) 開設年月日 平成6年9月1日

3. 事業所の概要

- (1) 営業時間：9:00～17:30（月曜日から日曜日まで）
(2) 定休日：年中無休
(3) 相談問い合わせ：24時間体制（交代制）
(4) 通常の事業実施地域：長久手市全域

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しております。

<主な職員の配置状況・勤務体制>

職 種	常勤換算	指定基準	勤 務 体 制
1. 管理者(主任介護支援専門員)	1名	1名	9:00~18:00
2. 介護支援専門員	3名以上	1名	9:00~18:00
3. 事務員	0.3名		9:00~16:00

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

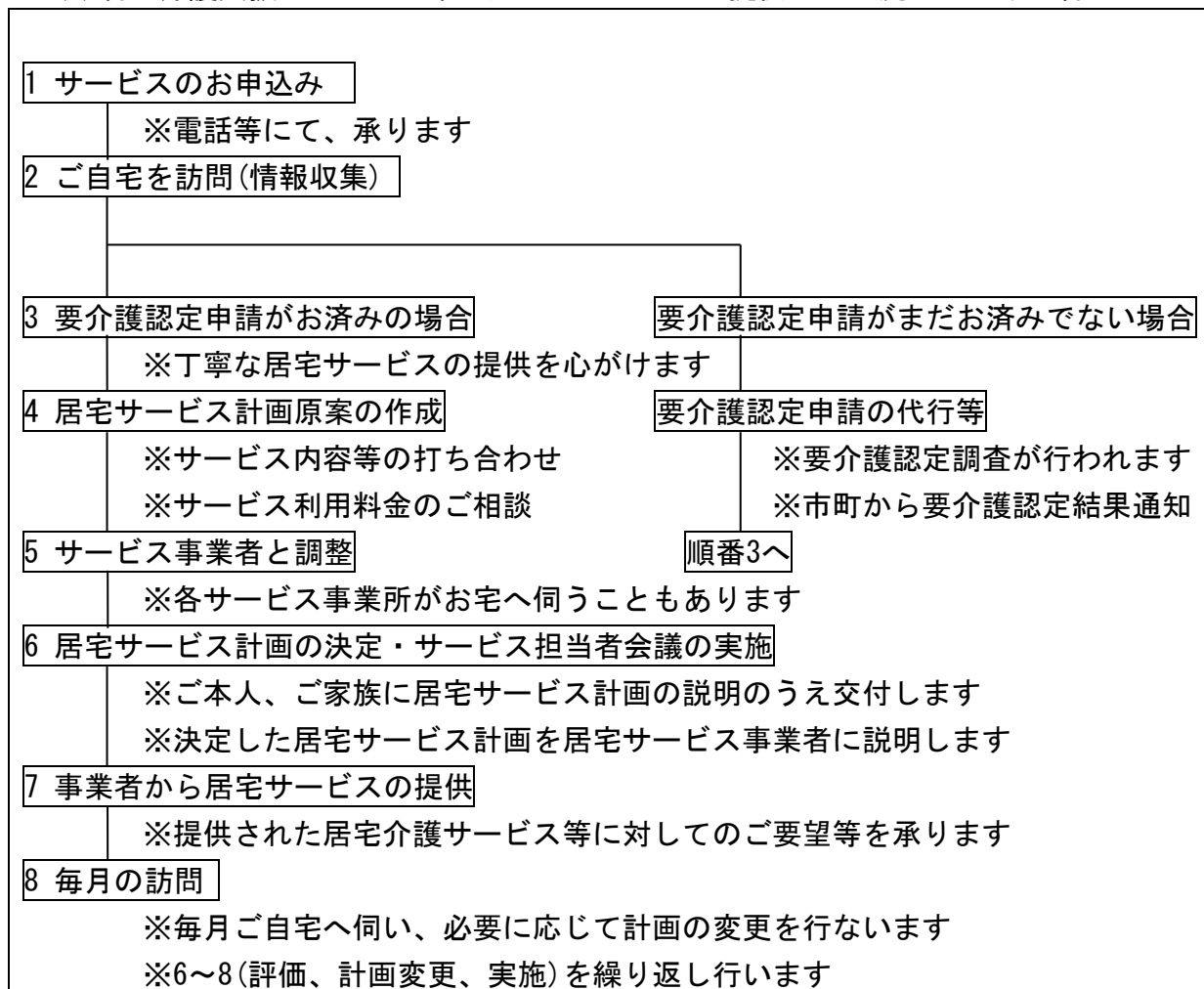
※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護支援専門員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間=1名）となります。

※ 勤務体制はあくまで目安となります。

5. 当事業所が提供するサービス

(1) 居宅介護支援サービスの申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



(2) 居宅サービス計画作成(契約書第3条参照)

利用者の自宅等を訪問し、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という）が、公正中立に提供されるように配慮して、居宅サービス計画作成します。なお、利用者は事業者に対し、居宅サービス計画に位置づける居宅サービス事業所について、複数の紹介を求めると及びその事業所を位置づけた理由を求められます。

そして、前6か月間に当事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6か月間に当事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等を説明します。（別紙）

(3) 居宅サービス計画作成後の便宜の供与(契約書第4条参照)

- (ア) 利用者及びその家族等、指定居宅サービス等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- (イ) 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス等との連絡調整を行います。
- (ウ) 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。
- (エ) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて、居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

(4) 介護保険施設への紹介(契約書第5条参照)

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

(5) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。尚、医療機関に入院の際は、利用者又はその家族等より医療機関に事業所及び担当の介護支援専門員名を伝えて下さい。

(6) 介護支援専門員の交替(契約書第6条参照)

(ア) 事業所からの交替の申し出

事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員の交替をする場合、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(イ) 利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して介護支援専門員の交替を申し出することができます。

(7) 事故発生時の対応について(契約書第13条、14条参照)

指定居宅介護支援サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

6. 利用料金

(1) サービス利用料金(契約書第8条、第9条参照)

サービスの利用料については、下表の通りです。

介護保険適用となる場合、居宅介護支援サービスに係る費用は、全額給付であるため、下記利用料(下記記載加算含む)を利用者負担としてお支払いいただく必要はありません。但し、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は利用者の負担として、一旦利用料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行いたしますので、後日、市町村介護保険課に提出しますと、全額払い戻しを受ける場合があります。

	居宅介護支援費
要介護度 1・2の方	11,316円
要介護度 3・4・5の方	14,702円

(2) 加算

加算体系について、下表の通りです。

該当する場合は利用料金に加算されます。厚生労働大臣の定める介護報酬の告示額となり、単位数に単価10.42円(6級地の70%)を乗じてあります。(長久手市は6級地)

加算名称		金額	算定要件等
初回加算		3,126円	新規に居宅サービス計画を作成する場合、要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
特定事業所加算	(Ⅱ)	4,386円	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、厚生労働大臣の定める基準に適合する場合
	(Ⅲ)	3,365円	
特定事業所医療介護連携加算		1,302円	退院・退所加算の算定に係る医療機関等との連携回数を満たしており、ターミナルケアマネジメント加算、特定事業所加算を算定している場合
入院時情報連携加算	(Ⅰ)	2,605円	利用者が入院当日に、医療機関の職員に対して必要な情報提供した場合
	(Ⅱ)	2,084円	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報提供した場合
退院・退所加算	カンファレンス参加無	1回	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
		2回	
	カンファレンス参加有	1回	
		2回	
		3回	
緊急時等居宅カンファレンス加算		2,084円	病院又は診療所の求めにより、職員とともに利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い居宅サービスの調整を行った場合
ターミナルケアマネジメント加算		4,168円	※7ページ記載参照
通院時情報連携加算		521円	利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合

※ ターミナルケアマネジメント加算は終末期の利用者又はその家族から下記の内容に同意を得たうえで算定します。

- ①24時間連絡がとれる体制を確保すること
- ②担当ケアマネジャーが死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅訪問すること
- ③担当ケアマネジャーが状態変化やサービス変更の必要性を把握すること
- ④把握した心身の状況等の情報を記録すること
- ⑤把握した心身の状況等を主治医等やケアプランに位置付けた居宅サービス事業所へ提供すること
- ⑥必要に応じて主治医等に病状等に関する指示を受けること

※ 利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合であっても、必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に扱うことが適当と認められるケースについては、居宅介護支援の基本報酬を算定します。

(3) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域に関わらず、費用はかかりません。

(4) 利用料金のお支払い方法

前記(1)～(2)に係った費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、請求書発行日の月末までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

①口座振替（引落日：毎月26日）

②下記指定口座への振り込み

名古屋銀行 長久手支店 普通預金 口座番号3104448

名義「社会福祉法人 愛知たよりの杜 理事長 おおすか とよひる 大須賀 豊博」

③窓口での現金支払

7. サービスの利用に関する留意事項

下記の場合は、当事業所まで、必ず連絡するようご協力お願い致します。

万が一、ご連絡頂けなかった場合には、指定居宅サービス事業所への利用料金が全額利用者負担となる場合があります。（場合によっては、自己負担額を除く全額が必ず介護保険から払い戻されるとは限りませんので、ご注意ください。）

- ① 事業所を通じて調整を行わず、居宅サービス計画外のサービスを受けた場合
- ② 居宅サービス計画対象期間中に、被保険者証の記載内容に変更が生じた場合
- ③ 事業所やサービスの種類が居宅サービスと異なる場合

8. 契約の終了について（契約書第16条参照）

以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができます。万一、このような事由に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、利用終了となります。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定により、利用者の心身の状況が自立及び要支援と判定された場合
- ③ 介護保険施設に入院又は入所した場合
- ④ 事業所が解散命令を受けた場合、破産又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 契約の満了日を迎え、契約終了の申し出がなされた場合
- ⑦ 利用者から中途解約、契約解除の申し出があった場合
- ⑧ 事業所から契約解除の申し出があった場合
- ⑨ 下記(1)～(2)による契約の解除・解約等があった場合

(1) 利用者からの中途解約・契約解除の申し出（契約書第18条、第19条参照）

契約の有効期間中でも、利用者から当事業所からの解約・解除を申し出ることができます。その場合には、利用中止する日の7日以上前までに、解約・解除を申し出下さい。但し、以下の場合には、即時に契約を解除し、当事業所のサービスを中止することができます。

- ① 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由無く本契約書に定める居宅介護支援サービスを実施しない場合
- ② 事業者もしくはサービス従事者が本契約書第12条に定める守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ④ 反社会的勢力の排除条項に該当した場合

(2) 事業所から契約解除の申し出（契約書第17条、第20条参照）

以下の事由に該当する場合には、当事業所のサービスを中止することがあります。

- ① 利用者又はその関係者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者及びその関係者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (ア) 利用者及びその関係者が事業者又はサービス従事者対して行う、ハラスメント行為による著しい迷惑行為があり、健全な信頼関係を築くことができない場合
 - (イ) 喧嘩、口論、泥酔、騒音及び暴力等により事業者又はサービス従事者に迷惑を及ぼす場合
- ④ 反社会的勢力の排除条項に該当した場合

(3) 契約の終了に伴う相談援助（契約書第21条参照）

本契約が終了する場合には、利用者に対して、心身の状況や置かれている環境等を照らし合わせ、相談援助を利用者に対して行います。但し、情報提供等を含むため、本契約の終了後の医療・福祉サービス等が確約されるものではありません。

9. 反社会的勢力の排除（契約書第22条参照）

利用者及びその関係者、事業者ともに、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、又反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。以下、相手方またはその関係者が該当する場合には契約を解除するものとし、損害が生じても賠償を要しないものとします。

- ① 反社会的勢力に該当・利用及び関与している場合
- ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしている場合
- ③ 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用破棄・業務妨害その他に準ずる行為に及んだ場合

10. 代理人(契約書第24条参照)

利用者は、代理人を選任することができます。その場合、事業者が運営しているサービスに関連する事由についての同意代理を代理人に委任しているものとし、代理人は、介護サービス提供上の相談・連絡の窓口としても、事業所に協力するものとします。

11. 連帯保証人(契約書第25条参照)

契約締結にあたり、連帯保証人を立てることをお願いすることがあります。但し、連帯保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合には、この限りではありません。連帯保証人が選任された場合には、役割として次の通りとします。

- ① 連帯保証人が選任された場合には、本契約に起因する債務に関する連帯保証人としての義務を負うものとします
- ② 連帯保証人の負担額は、限度額二十万円を限度とします
- ③ 連帯保証人が負担する債務の元本は、契約の終了時に確定するものとします
- ④ 事業所は、連帯保証人から連帯している利用者に対する債務の情報開示請求があった場合に、連帯保証人に対して、遅延なく、利用料等の支払状況や滞納金、損害補償の額等、利用者に対する全ての債務額等の情報を提供するものとします
- ⑤ 事業所は、利用者がサービス利用料の支払延滞があった場合、2か月以内に、連帯保証人に対して通知するものとします

12. 虐待防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止についての 責任者	熊谷 友紀
------------------	-------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果についてサービス従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) サービス従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、事業者及びサービス従業者又は利用者に係る関係者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

- (1) 当事業所における苦情の受付

事業所相談窓口	担当者： 管理者 熊谷 友紀 (不在時の場合、担当者から後日連絡となります。) 受付時間： 月曜日から日曜日まで 9:00 ~ 17:30 電 話： 0561 - 61 - 1600 F A X : 0561 - 61 - 1655
---------	--

苦情解決責任者：法人本部 福田 由貴子

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

あいち福祉 オンブズマン	FAX： 052-228-1738 受付はFAXのみ（曜日・時間問わず） 書式の指定はありませんが、具体的に相談をご希望の場合はその旨と相談者の連絡先（電話番号）を必ずご記載ください。
愛知県国民健康保険 団体連合会介護課	名古屋市東区泉一丁目6番5号（国保会館） 電話番号 052-971-4165
長久手市役所 福祉部 長寿課 介護保険係	長久手市岩作城の内60番地の1 電話番号 0561-56-0613 受付時間 8:30~17:15

- (3) 第三者評価の実施状況について

実施の有無：無し